

川越市ホテル等建築適正化条例に係る手続きについて

1 建築主は条例、規則、指導基準に基づいて計画（案）を作成する

旅館業法に規定する営業の種別を食品・環境衛生課に確認の上、川越市ホテル等建築適正化条例、同条例施行規則、同指導基準に基づいて計画（案）を作成してください。

2 建築主は関係課との協議を開始する

作成した計画（案）を基に都市景観課、建築指導課、食品・環境衛生課、消防局予防課及び他の関係課と協議し、必要な手続き等を確認してください。

3 建築主は事前相談書を提出する

条例、施行規則、指導基準及び他法令に適合するよう計画（案）の見直しを行い、事前相談書を提出してください。

【添付書類】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 営業計画概要書 | (5) 各階平面図 |
| (2) 付近見取図（案内図） | (6) 立面図 |
| (3) 建築物用途別周囲現況図 | (7) 屋外広告物関係図 |
| (4) 配置図 | (8) その他市長が必要と認めるもの |

4 市は提出を受けた事前相談書について必要な指導又は助言を行う

5 建築主は計画（案）の再検討、修正等を行う

6 建築主はホテル等建築計画概要表示板を設置する

計画（案）を概ね決定し、概要表示板を設置してください。また、当該敷地付近の住民等に説明し、理解を得るよう努めてください。

7 建築主はホテル等建築計画届出書を提出する

関係各課への必要な手続き等を済ませて計画（案）を決定し、届出書を提出してください。

【添付書類】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 付近見取図（案内図） | (9) 断面図 |
| (2) 建築物用途別周囲現況図 | (10) 完成予想図 |
| (3) 求積図 | (11) 屋外広告物関係図 |
| (4) 配置図 | (12) 客室内仕上表 |
| (5) 各階平面図 | (13) 外部仕上表 |
| (6) 客室平面詳細図 | (14) 鳥瞰図 |
| (7) 天井伏図 | (15) 緑化計画図 |
| (8) 立面図 | (16) 現状写真 |
| | (17) その他市長が必要と認めるもの |

8 市はホテル等建築審議会に諮問する

9 ホテル等建築審議会は審議を行い、答申する

10 市はホテル等建築同意通知書を発行する

（建築主は同意通知書の取得後に建築確認を申請する）

11 建築主はホテル等建築着工届を提出する

12 建築主はホテル等建築中間確認依頼書を提出する

13 市は立ち入り調査による確認を行い、ホテル等建築中間確認通知書を発行する

14 建築主はホテル等建築完成届及び最終確認依頼書を提出する

15 市は立ち入り調査による確認を行い、ホテル等建築最終確認通知書を発行する